

懲罰特別委員会公聴会実施要領（素案）

- 1 公聴会日時 令和7年5月21日 午前10時（仮）
- 2 場 所 杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室
- 3 案 件 田中ゆうたろう議員に対する懲罰の件
- 4 公示方法 区役所の門前掲示場に公示文を掲示し区議会ホームページでその旨周知する。
- 5 公述人の範囲 区民
- 6 人員及び選定方法

A案 公述人は、10人を上限とし応募者全員を公述人とするを基本とする。定員を超える申出があった場合は、日時を定め委員に公開する場で抽選する。
公述人の選定は正副委員長に一任する。

B案 公述人は、懲罰を科すことに賛成の者3人、懲罰を科すことに反対の者3人を募集する。定員を超える申出があった場合は、日時を定め委員に公開する場で抽選する。各定員に満たない場合は、公述人の決定前日午後5時まで募集を延長する。
公述人の選定は正副委員長に一任する。
- 7 公述人の発言時間 1人5分以内とする。委員からの質疑に対する答弁時間は含めない。
- 8 公述人の記録等 公述人の氏名及び発言は、委員会記録に記載し、公聴会中の傍聴人による撮影、録音、動画同時配信の申請は原則許可する。
- 9 予 定 令和7年4月18日 公聴会実施要領の決定、議長への承認要求
4月21日 公示、区議会ホームページ等による公述人の募集開始
5月 1日 区議会だよりによる広報
5月 9日 公述人の応募締切（午後1時）
5月14日 公述人の決定（午後1時）、応募者への通知
5月21日 公聴会
- 10 その他 公聴会に関して、関係例規及び本実施要領に定めがないことについては正副委員長に一任する。